

雪害被災産地生産回復緊急対策実施要領の制定について

〔 2 5 生産第 3 6 0 6 号
平成 2 6 年 4 月 1 日
生産局長通知 〕

この度、雪害被災産地生産回復緊急対策実施要領が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事には、貴職から通知されたい。

雪害被災産地生産回復緊急対策実施要領

第1 趣旨

平成25年11月以降の記録的な降雪により、各地で農畜産業共同利用施設等に大きな被害が生じており、こういった産地においては、国産農畜産物の安定供給や産地の農業生産の継続に支障が生じることが懸念されている。

このような中、被災した産地の共同利用施設の整備等を促進し、農業生産基盤の回復及び産地の体質強化を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、被災した産地の共同利用施設の整備等を支援するため、強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書による緊急対策として、雪害被災産地生産回復緊急対策（以下「本対策」という。）を講じることとする。

第2 対策の実施等

1 対策の内容

本対策は、平成25年11月以降の記録的な積雪により農畜産業共同利用施設等が被災した産地において、以下の（1）及び（2）に掲げる取組を支援するものとする。

（1）農畜産業共同利用施設の整備等

この取組においては、特定共同利用施設（受益農家が5戸以上の施設であって、第2のイ又はウに掲げる施設と同様の機能を有する施設をいう。以下同じ。）が被災した場合の新たな共同利用施設の整備、特定共同利用施設以外の農業生産施設（パイプハウス等）が被災した場合の新たな共同利用施設の整備、果樹等の樹体に被害が生じた場合の改植等の小規模土地基盤整備を支援するものとする。

なお、本事業の実施基準は、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「強い農業づくり要領」という。）のⅠのⅠ－1の第2の1の（2）、（3）、（5）、（7）から（16）まで、（20）及び（21）に規定するものとする。

また、支援対象とする共同利用施設等は以下のアからウに掲げるものとし、強い農業づくり要領第2の5の基準を満たすものとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備

- （ア）ほ場整備
- （イ）園地改良
- （ウ）優良品種系統等への改植・高接
- （エ）暗きょ施工
- （オ）土壌土層改良

イ 耕種作物共同利用施設整備

- （ア）共同育苗施設
- （イ）乾燥調製施設
- （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設
- （エ）農産物処理加工施設
- （オ）集出荷貯蔵施設

- (カ) 産地管理施設
- (キ) 用土等供給施設
- (ク) 農作物被害防止施設
- (ケ) 農業廃棄物処理施設
- (コ) 生産技術高度化施設
- (サ) 種子種苗生産関連施設
- (シ) 有機物処理・利用施設
- (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設

ウ 畜産物共同利用施設整備

- (ア) 畜産物処理加工施設
- (イ) 家畜市場
- (ウ) 家畜飼養管理施設
- (エ) 自給飼料関連施設
- (オ) 家畜改良増殖関連施設
- (カ) 離農跡地・後継者不在経営施設
- (キ) 畜産周辺環境影響低減施設

(2) 被災した特定共同利用施設等の解体等

この取組においては、(1)の共同利用施設の新たな整備に伴う、被災特定共同利用施設の全部又は一部の解体・撤去・廃棄（以下「解体等」という。）に係る費用について支援するものとする。

また、被災した特定共同利用施設以外の施設の解体等については、当該施設が存在していた区域に新たに共同利用施設を整備する場合であって、当該共同利用施設の整備に直接必要となる解体等に係る費用のみを支援するものとする。

2 事業実施主体

本対策の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 農業協同組合連合会
- (4) 農業協同組合
- (5) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- (6) 土地改良区
- (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
- (8) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3に規定する法人をいう。以下同じ。）
- (9) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (10) その他農業者の組織する団体（代表者に定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
- (11) 事業協同組合連合会及び事業協同組合
- (12) 民間事業者

以下のア及びイの要件を満たすものに限る。

ア 原則として5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。

イ 施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

(13) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人

ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。

(14) 都道府県知事（以下「知事」という。）が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）

3 事業対象地域

本事業の事業対象地域は、平成25年11月から平成26年4月の間に雪害により共同利用施設等に被害があった地域であって、かつ過去10年間に於ける最大の積雪量を記録した地域又は都道府県知事がそれと同等の積雪があったと特に認める地域とする。

4 採択要件

(1) 受益農家及び事業参加者が原則として5戸以上であること。

ただし、知事が特に必要と認める場合にあっては、受益農家及び事業参加者が3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

なお、事業参加者については、原則として被災共同利用施設を所有又は利用していた者、共同利用施設以外の被災生産施設を所有又は利用していた者、被災樹体等の所有者とする。

また、次のいずれかの場合にあっては、事業参加者が3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。なお、イ又はウの場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

ア 2の（7）農事組合法人又は（8）農事組合法人以外の農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

（ア）原則として5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。

（イ）整備を行う者が、人・農地プランに位置づけられた中心経営体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条に規定する農地中間管理機構から農地を借り受けている者であり、常時雇用農業者数が原則として5人以上であること。

（ウ）施設の利用料金について、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定されること。

（エ）青色申告により確定申告を行っていること。

イ 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、（ウ）及び（エ）の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

（ア）本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

(イ) 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 特定農用地利用規程の区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(エ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件を全て満たすものであること。

なお、(イ) 及び (ウ) の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

(ア) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。

(イ) 当該法人の事業の受益区域内で生産する農畜産物の取扱高が当該法人が生産する農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(ウ) 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(2) 7に定める成果目標を満たしていること。

(3) 強い農業づくり要領ⅠのⅠ－1の第2の4の(7)に定める面積要件等を満たしていること。

(4) 強い農業づくり交付金及び農業・食料産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知）による費用対効果分析を実施し、本対策によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。

5 交付率

交付率は、1／2以内とする。ただし、1の(1)において再編利用を行う場合以外の1の(2)については1／3以内とする。

6 上限事業費

本対策においては、整備する施設について上限事業費を設定しない。

7 成果目標の基準

要綱第3の4の(1)の成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

政策目的	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化	例年の積雪量を大きく上回る積雪によ	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼

	り、農業生産に被害を受けた地域における共同利用施設の整備等	養頭数等) 若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減
--	-------------------------------	--

8 目標年度

要綱第3の4の(2)の成果目標の目標年度は、本対策においては、事業実施年度の翌々年度とする。

ただし、果樹については8年以内、茶については7年以内、畜産物については6年以内とする。

第3 交付金の配分基準

事業実施計画について、以下の表に基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。

政策目的	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）若しくは生産額が増加又は単位面積当たりの生産コスト、流通コスト若しくは労働時間が縮減	以下の①から③のいずれかを選択するものとする。 ①被災前に比べて農畜産物の生産量（飼養頭数等）を1%以上増加 12%以上・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント ②被災前に比べて農畜産物生産額を1%以上増加 12%以上・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント ③被災前に比べて単位当たりの農畜産物の生産コスト、流通コスト又は労働時間を1%以上縮減 12%以上・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント

		6%以上・・・・・・・・3ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・1ポイント 上記の①から③に加え、以下のポイントを加算できるものとする。 被災した施設が特定共同利用施設である ・・・・・・・・5ポイント
--	--	--

第4 その他

- 第2の1の(1)のイの耕種作物共同利用施設整備の(コ)の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設並びにウの畜産物共同利用施設については、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農用振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区以外を主たる受益地とすることができる。
- 本対策においては、要綱第4の2及び3の「別紙様式1号」に代えて、「本要領別紙様式1号」を提出するものとする。
- 本対策においては、要綱第7の3及び第8の2の「別紙様式2号」に代えて、「本要領別紙様式2号」と提出するものとする。
- 第2の1の(1)の共同利用施設の整備において、再編利用を行う場合は、強い農業づくり要領ⅠのⅠ-1の第3の規定を準用するものとする。
- 本対策においては、平成26年4月1日以降に着手した第2に掲げる事業を補助対象とすることができる。この場合にあつては、本要領別紙様式1号の備考欄に着手日を記入するものとする。また、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了知した上で行うものとする。
ただし、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは本対策の交付の対象外とする。
- 本対策の実施に当たっては、「強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成17年4月1日付け生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知(以下「事務取扱」という。))を適用するものとする。
ただし、事業の着手に係る取扱いについては、第4の5によるものとし、事務取扱の第1の5の規定は適用しないものとする。
- 本対策により整備した施設については、再度、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得等が可能となるよう国の共済制度に確実に加入するものとし、国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等に積極的に加入するものとする。

附 則

- この通知は、平成26年4月1日から施行する。